

グループホーム カノンしもがも 運営規程
(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業目的)

第 1 条 株式会社アミタが開設する認知症対応型共同生活介護「グループホーム カノンしもがも」(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が要介護または要支援 2 の状態にある認知症高齢者の入居に対し、適正な共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 本事業は、要介護または要支援 2 の介護認定を受け認知症の状態にある方を共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、入居者の有する能力に応じて自立した、安心と尊厳のある日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

2 本事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号)」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 グループホーム カノンしもがも

(2) 所在地 京都市左京区下鴨松ノ木町 64-50

(事業所の入居定員)

第 4 条 事業所の入居定員は 1 ユニット 9 名とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の業務管理及び従業者等の管理を一元的に行うとともに自らもサービスの提供にあたる。

(2) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、入居者の必要に応じて適切な介護計画を作成し、介護職員に指示を行いそれに沿った介護を実行させる。また、連携する各種福祉事業、医療機関との連絡、調整を行う。

(3) 介護従業者

常勤 3名以上

非常勤 1名以上

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

(入居条件)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 要介護または要支援2の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること。
- (2) 認知症の症状に伴う著しい精神症状、行動異常がないこと。
- (3) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (4) 自傷他害の恐れがないこと。
- (5) 常時医療機関において治療の必要のないこと。
- (6) 他の入居者に伝染する疾患のないこと。

(退居条件)

第7条 入居者が次の各項に該当する場合、退居していただくものとする。

- (1) 要介護の認定更新において、自立もしくは要支援1と認定された場合。
- (2) 入居者が死亡、もしくは被保険者資格を喪失した場合。
- (3) 入居者が病気の治療その他の理由により、2ヶ月以上事業所を離れることが決まり、その移転先が確定したとき。
- (4) 入居者が他の介護施設等への入居が確定したとき。
- (5) 入居者及び代理人が、正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用を2ヶ月滞納し、支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
- (6) 伝染性疾患により、他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認めた場合。
- (7) 入居者の行動が他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと管理者が判断したとき。
- (8) 入居者または入居者代理人等が故意に法令その他別途契約する利用契約に違反し、改善の見込みがないとき。
- (9) その他、入居者及び代理人、家族と管理者との話し合いにより、退居がやむを得ないと判断したとき。

- 2 退居に際しては、入居者及び代理人、家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関等と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うこととする。

(介護の内容)

第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事、排泄、入浴、着替え、口腔衛生等の身の回りの介護支援
 - (2) 買い物、家事など日常生活を行うことによる機能訓練
 - (3) 入居者自身で行うことが困難な日常生活上の行動のお世話
 - (4) 入居者の必要に応じた相談、援助
- いずれも、職員による見守りや促し、誘いかけなどにより、入居者が主体となってその有する能力を最大限活用できるかたちですすめるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 従業者は、認知症対応型共同生活介護の提供中に、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は事業所が定めた協力（歯科）医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び入居者の家族に報告しなければならない。

(医療対応)

第 10 条 医療機関の選定は、入居者及び代理人、家族と相談の上進めるものとする。その際、入居者が在宅生活時に利用していた医療機関に継続してかかることや、往診を行っている医療機関の場合は往診を継続することも可能とする。また、事業所が連携する往診医へ変更することも可能である。

- 2 入居者の医療機関への受診対応については、原則家族等にて行うものとする。
- 3 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した場合には、代理人等あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、事業者の判断対応で主治医、協力医療機関と連携をとり、適切な対応を図るものとする。

(衛生管理等)

第 11 条 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(介護計画の作成)

第 12 条 指定認知症対応型共同生活介護サービス・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に 指定認知症対応型共同生活介護計画・指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という。）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、入居者及び代理人、家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 入居者に対して、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(従業者の研修)

第 13 条 事業者は、入居者への介護支援サービスの質を常に向上することを目的に、従業者に対して次のとおり研修の機会を設ける。

- (1)採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2)継続研修 年 2 回以上

(利用料金等)

第 14 条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1)入居一時金 360,000 円

(退居時に返却。ただし、居室の清掃費用および利用状況により発生する修復費用、未納利用料等については、実費額を差し引く。)

(2)家賃 120,000 円/月

(3)食材料費 69,000 円/月 ※30 日間の場合

(単価:朝食 400 円 昼食 850 円 夕食 850 円 おやつ 200 円)

(4)共益費 40,000 円/月

2 その他日常生活において必要となる費用で、入居者が負担することが適当と判断されるものについては、別に実費料金の支払いを受ける。

- ・ 医療機関等受診代、医療備品等
- ・ 理美容料金
- ・ おむつ代
- ・ 個人的に使用する日用品（衣類、化粧品、歯ブラシ等）
- ・ 個人的に使用する医療品
- ・ 個人的に使用する介護用品
- ・ 個人的に購読する新聞、雑誌などの購読料
- ・ レクリエーション費（材料費、交通費、入場料等）
- ・ ベッドレンタル料（希望者）
- ・ 損害賠償額実費
- ・ 支払明細書再発行料 1 カ月分につき 110 円（税込み）
- ・ その他、上記に含まれない個人のために供する物品等

- 3 月の途中における入退居については、入退居日を含めた利用日数分での日割り計算により、清算する。
- 4 外泊等の場合の食事代は、欠食分として減算する。ただし、家賃、水光熱費については定額での請求とする。
- 5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座からの自動引き落としにより、指定期日までに支払うものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 事業所では、入居者の個人情報を取り扱う際には個人情報保護方針の下、その利用目的を限定し、あらかじめ入居者及び代理人、家族の同意を得る事とする。

(苦情処理)

第 16 条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 17 条 事業所は、入居者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者 n 家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(損害賠償)

- 第 18 条 入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 事業者は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第 19 条 非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。

また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 事業者は非常災害等に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、年2回、避難訓練等を行う。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待の発生、又はその再発防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策委員会の定期開催とその結果について従業員への周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等について)

第21条 事業所は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(ハラスメント対策に関する事項)

第22条 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とする。また、入居者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努める。

- 2 カスタマーハラスメントについては、サービス利用契約中に、入居者、入居者の家族等が暴力、ハラスメント行為（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合がある。

(運営推進会議)

第23条 事業所は、周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるために入居者、入居者の家族、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置する。

- 2 事業所は2ヶ月に1回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 3 運営推進会議での評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(情報の公開)

第 24 条 事業所は、現状を多角的に分析して改善すべき点を発見し、質を高める契機とするために、定められた評価項目に基づき自己評価や外部評価を定期的実施し、入居者、入居者の家族等に説明する。また、情報提供項目については、市町村へ定期的に提出し、内容については掲示する。

(業務継続計画の策定等)

第 25 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 26 条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、サービスが完結した日から 5 年間は保存するものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社アミタと事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

改定履歴

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 7 月 1 日改定

令和 5 年 1 月 1 日改定

令和 6 年 6 月 1 日改定

令和 7 年 8 月 1 日改定